

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：32690

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K14076

研究課題名（和文）近代学校教育における「校訓」：明治期を中心にした教育勅語相対化のレトリック分析

研究課題名（英文）"school mottos" in modern schooling : analysis of the rhetoric relativizing the imperial rescript on education, focusing on the meiji period

研究代表者

岩木 勇作 (Iwaki, Yusaku)

創価大学・文学研究科・研究員

研究者番号：60824042

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、明治期に制定された各学校の校訓が、教育勅語を相対化して自校教育の中に位置づける機能を持つことを明らかにすることを目的としている。明治期の校訓調査の結果を分析し、自校教育と詔勅をどのようなレトリックで結び付けていったかを、複数の事例を取り上げ論じた。また校訓制定における共通のレトリックである「勅語の御趣旨」に着目し、「勅語の御趣旨」が各学校によって校訓化され、様々な徳目・文章として表現されている、という仮説を立てた。この仮説をもとに「勅語の御趣旨」の解釈に、ヘルバルト教育学の「多方興味説」が大きな役割を持っていたことを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、教育勅語受容の様相を校訓という形で示そうとしたことにある。従来の研究では、教育勅語の成立史や衍義書等における解釈の変遷、不敬事件における反抗等について多くの議論がなされてきた。しかし、教育勅語発布以降に、職務として勅語に関わり実践しなければならなかった学校教員たちが具体的にどのような観点から解釈していったのかの追及はほとんど試みられなかったといえる。本研究の社会的意義は、校訓および校訓制定のレトリック分析を通じて、教育勅語の上意下達的な理解、つまり発布された理念や方針が一方的に浸潤していくような教育観・歴史観を再構築しようとしたところにある。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify that the school mottos of each school enacted during the Meiji period functioned to place the Imperial Rescript on Education in the context of their own school education by making it relative to the Imperial Rescript on Education. The results of a survey of school mottos during the Meiji period were analyzed, and the rhetoric used to link school education with imperial rescript was discussed, with multiple examples. I also focused on the common rhetoric in the formulation of school mottos, "Purpose of the Imperial Rescript" and hypothesized that the "Purpose of the Imperial Rescript" were translated into school mottos at each school and expressed as various moral principles and texts. Based on this hypothesis, I pointed out that the "theory of multiple interests" of the Herbart's pedagogy had a major role in the interpretation of "Purpose of the Imperial Rescript".

研究分野：日本教育史

キーワード：校訓 教育勅語 戊申詔書 勅語の御趣旨 小学校教則大綱 修身教授法 ヘルバルト派教育学 多方興味説

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初は、「教育勅語に記された道徳は普遍的なものである」などという復古的な論調が報道や国会答弁にも現れていた。この復古的な論調に対して、2017年には、日本教育学会、教育史学会をはじめ、学術的見地から戦後的・現代的な価値観や不敬事件などの歴史的経緯を踏まえた反論が行われた。戦後直ぐの時期にも教育勅語の復古的な論調は現れている。

(2) この復古的な論調には、教育勅語の精神が上意下達的に各学校の教育活動レベルにまで浸透し、そのままの形で反映されたという理解が潜んでいるようである。つまり、教育勅語がある種の成功体験として語られているわけであるが、このような理解自体に疑義を呈しようというのが本研究の試みであった。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、各学校における校訓が教育勅語を相対化して自校教育の中に位置づけるものであったことを明らかにすることを目的としている。そこで以下の四つの研究課題を設定した。

(2) 各学校における校訓制定に関する資料を収集・分析し(課題)、明治期の勅語・詔書および校訓に関する政府と世論の動向を解明することで(課題)、自校教育における教育勅語の位置づけをどのようなレトリックで相対化していったかを明らかにする(課題)。各学校の事例をもとにレトリック分析を行い、相対化レトリックのモデルを示す(課題)。以上の課題に取り組むことによって所定の目的を達成する。

3. 研究の方法

(1) 課題 と課題 については、明治期の、学校史資料、政府刊行物、自治体刊行物、教育雑誌、教育勅語・戊申詔書解説書の収集を行い、各学校での校訓に関する言説を分析するが、研究対象とする学校は、明治期に校訓が制定され、なお且つ校訓制定時の学校史資料が現存する学校に限定される。校訓に関する資料は、明治期を範囲として教育勅語以前・以後にわたって収集し、勅語成立を画期とした校訓の変化を分析し、教育勅語以前・以後の校訓内容の傾向性を明らかにする。

(2) 課題 と課題 については、社会構築主義的アプローチを主要な手法として採用する。研究上の論点は以下の通りである。

教育勅語発布以後、自校教育にとって教育勅語は、どのような問題として定義されたか。

問題解決(校訓制定)のための根拠にはどのようなパターンがあるか。

校訓制定後、または、校訓制定に際し、教育勅語はどのように位置づけられたか。

戊申詔書発布以後、上記 はどのように変化したのか。

校訓論争は各校の校訓・教育勅語解釈にいかなる影響を与えたのか。

以上の方法で、課題に取り組む、研究上の論点を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 研究の進捗として、2019年度は、課題 、 の資料の収集・分析も進み、成果報告として学会発表も行うことが出来たが、2020年度以降は全世界的なコロナ禍によって、環境が大きく変わり、研究自体が困難な状況が頻発し、研究課題への取り組み方も方向転換せざるを得なくなった。

(2) 課題 、 課題 の取り組みは、2020年度以降は困難となったため不十分なまま終わってしまったが、これまでに集めた材料から、仮説を立てて、課題 、 課題 に取り組むことになった。そのため、論じきれなかったことや、至らぬ点が多く存在するが、今後の課題とした。

(3) 2019年9月に開催された教育史学会第63回大会(静岡大学)では「学校教育における「校訓」「教育勅語」「戊申詔書」の位置づけ 明治40年代を中心に 」を発表した。本発表では、明治期に行われた3つの校訓調査の概要を報告し、明治40年代の校訓の動向を確認した上で、校訓関連資料に着目することによって自校教育と詔勅をどのようなレトリックまたは論理で結び付けていったかを、長野県松本尋常高等小学校、千葉県八幡尋常高等小学校の事例を取り上げ論じた。

明治期には、加藤末吉の校訓調査(1907年)、巨理章三郎の校訓調査(1908年)、東京府教育会調査部の校訓調査(1911年)と3つの調査が行われている。これらの調査から校訓は権威を持つものと考えられていること。特殊的・具体的・一時的・地方的な内容が求められているにも関わらず、実際は永久的・抽象的な内容がほとんどであること。永久的・抽象的な内容を持っているため教育勅語に抵触する可能性が危惧されていること。教育勅語の趣旨を貫徹する手段としては概ね認められていること、などが窺える。

長野県松本尋常高等小学校、千葉県八幡尋常高等小学校という二つの校訓制定校の事例を見ていくと、学校教育における教育勅語という問題をどのように解消するか苦心していることが分かる。教育勅語という教育の大方針ではあるが学校教育の実践に不向きな諸徳目を、実践レベルまで落とし込んでいく手段として校訓が採用される。とりわけ興味深いのは教育勅語や戊申

詔書の諸徳目が校訓に収束し、校訓が訓育の中心となっていくことである。勅語詔書が根本とは言いながらも、詔勅の諸徳目を校訓に収束させていく。そして校訓によって統一、連携を図っているのである。この時、詔勅の諸徳目と校訓の項目・内容は同一ではない。諸徳目は、各学校によって取舍選択あるいは加工されて校訓に収束されている。

(4) 2020 年度には、明治期に行われた 3 つの校訓調査の報告を手がかりに当時の校訓認識を確認し、調査の中で何度も言及されている校訓制定における共通のレトリック「勅語の御趣旨」に着目した。明治期の東京府内小学校の校訓を一覧表にまとめ、「勅語の御趣旨」が各学校によって様々な徳目・文章として表現されているという仮説を立てた。校訓は勅語そのものではないが、「勅語の御趣旨」として各校の勅語理解を反映していることが推測できる。また「勅語の御趣旨」というレトリックが各校による多彩な勅語理解を生み出している可能性を指摘し、論考としてまとめた。

「勅語の御趣旨」が公式に文言として現れたのは、1891 年の小学校教則大綱と考えられる。小学校教則大綱では、「勅語の御趣旨」は諸徳目の形式として示された(『孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等』『官報』第 2516 号)。重要なことは、この小学校教則大綱で示された「勅語の御趣旨」は、教育勅語で示された諸徳目とは数も表現も完全に一致する訳ではないということである。

すでに小学校教則大綱において「勅語の御趣旨」として教育勅語相対化の範例が示された上で、各学校ではどのように「勅語の御趣旨」に基づいて校訓を制定していったのか、岡山市内山下尋常高等小学校、松本尋常高等小学校、京都市柳池尋常小学校、兵庫県明石尋常高等小学校、東京市本郷小学校の校訓制定理由を確認した(松本尋常小学校の資料は旧開智学校、京都市柳池尋常小学校の資料は京都市学校歴史博物館で閲覧させて頂いた)。それぞれ、教育勅語を意識しつつも、全面的な肯定的に受容されているのではなく、現地の学校および児童の状況を勘案しながら、部分的な受容、または教育勅語に対して「広大」「深遠」というレトリックを使用しながら、より理解・実行が容易な形式・表現への変換が行われている。このような「勅語の御趣旨」に対する部分的な受容、形式・表現の変換は必然的に各学校における独自の解釈を生み出し、教育勅語に対する完全・永久的といった評価からは隔たった相対的な視点を獲得する契機となっていたのではないかと推察する。

(5) 2021 年 9 月に開催された教育史学会(第 65 回大会)では「勅語ノ旨趣」とは何か 明治期の修身教授法からみた解釈」を発表した。本発表では、前年度の研究において、「勅語の御趣旨」が各学校によって校訓化され、様々な徳目・文章として表現されている、という仮説を立てたが、この仮説をもとに、「勅語の御趣旨」を校訓化する上で、学校関係者らはどのように解釈していったのか、その解釈項の一つとして、ヘルバルト派教育学説に着目し、明治期の修身教授法の「勅語の御趣旨」に関する記述を分析した。明治中期以降、「勅語ノ旨趣」は明治 24 年の小学校教則大綱、明治 33 年の小学校令施行規則に諸徳目等として具体的に示されている。明治期の特にヘルバルト派教育学説の流れを汲む修身教授法書においては、小学校教則大綱、小学校令施行規則の中の「近易」の文言を柔軟に解釈することによって、「勅語ノ旨趣」に示された諸徳目に対しても相対化するような立場を取ることが可能になっていた。それを可能にする背景としてヘルバルト派教育学説の受容があり、特に「多方興味」の概念が解釈上大きな役割を持っていることを指摘した。

吉田熊次は「教育勅語渙発以後に於ける小学校修身教授の変遷」(『国民精神文化研究』第 2 年第 8 冊、日本文化協会、1935 年、93~95 頁参照)において教育勅語本位の教育が行われなかった原因として、ヘルバルト教育学の影響を挙げている。また、同様の文脈において小学校教則大綱自体の不備も指摘している(『国民道徳と教育』目黒書店、1911 年、19~21 頁参照)。この吉田の言説に着目し、勅語本位の教育が行われなかったということは、翻って、教育勅語の相対的な解釈に大きな役割を果たしたのが、小学校教則大綱であり、ヘルバルト教育学であったという推測が成り立つ。

明治 20 年代から 40 年代にかけて隆盛したヘルバルト派教育学の影響は、当時の修身教授法書にも色濃く出ている。東基吉『新編小学教授法』(帝国通信講習会、1901 年)はヘルバルト派、特にラインの教授法を参考にした教授法書であるが、小学校教則大綱、小学校令施行規則に登場する「近易」の文言を、「一、教材ハ児童精神ノ発達ニ適合スルヲ要ス。二、教材ハ児童實際ノ境遇ニ適合スルヲ要ス。教授ノ材料ガヨク此ニ要件ニ適応シテコソ初メテ「実践ニ適切ナル近易ノ事項」ト称スルコトヲ得ベク、実践ニ適切ナル近易ノ事項ニシテ初メテヨク児童ノ了解スル所トナリ、其交際的同情ノ興味ヲ喚起セシメ、以テ其意志ヲ陶冶スルコトヲ得ベキナリ。(中略)故ニ孝悌親愛ト云ヒ、勤儉恭敬ト云ヒ、信実義勇ト云ヒ、国家社会ニ対スル責務トイフモ、皆児童発達ノ各段階ニ適応セル形式ヲ以テ顕ハサレタルモノナラザルベカラズ」(37~38 頁)と解釈している。この解釈からは、修身教授の教材選択において、ヘルバルト教育学の「多方興味」の概念が教材選択の基準として機能していることが窺える。

(6) 2022 年度は以上の研究成果を論考としてまとめた。本研究において設定した四つの研究課題をすべてクリアすることは出来なかったが、今後、十分な検証が必要ではあるものの、仮説の提起、および明治期の教育勅語受容の様相を理解する動線のひとつを提示することが出来たのではないかと考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 岩木勇作
2. 発表標題 「勅語ノ旨趣」とは何か 明治期の修身教授法からみた解釈
3. 学会等名 教育史学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 岩木勇作
2. 発表標題 学校教育における「校訓」「教育勅語」「戊申詔書」の位置づけ 明治40年代を中心に
3. 学会等名 教育史学会第63回大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------